

## 広告入り窓口用封筒を無償提供する事業者等募集要項

この要項は、広告入り窓口用封筒を無償提供していただける事業者等を募集するに当たり、柏崎市への広告入り窓口用封筒の無償提供に関する基準第4条第2項に基づき、必要な事項を定めるものである。

### 1 無償提供していただくもの

#### (1) 広告入り窓口用封筒（以下「窓口封筒」という。）

来庁者が各種証明書等を入れて持ち帰るための封筒で、必要に応じて来庁者が自由に利用する。

##### ① 窓口封筒の規格及び製作予定枚数

角型2号又はA4サイズ対応封筒（ふた無し可）27,000枚

※製作予定枚数を上限とし、配置期間中は柏崎市の指示により適宜納品するものとする。なお、配置期間終了後、残余が生じた場合は回収する。

※色、形状等については、別途協議すること。

##### ② 広告の規格

表面、裏面とも封筒の面積の3分の1以内

※封筒の表面積及び裏面積の各々3分の2以上は市の記載部分とし、記載内容は本市の指示する内容を印刷すること。

### 2 募集要件

窓口封筒を無償提供していただける事業者等は、当市の入札参加資格を有する事業者で、市内に本社のある印刷事業者又は本社若しくは営業所のある広告代理店事業者とする。

また、広告代理店事業者が応募する場合、窓口封筒の印刷を当市の入札参加資格を有する市内印刷事業者に発注することを条件とする。

### 3 設置場所

柏崎市役所市民課、税務課、高柳町事務所及び西山町事務所の各種証

明書発行窓口ほか市が指定する場所

#### 4 納品場所

柏崎市役所財務部財政管理課

#### 5 配置期間

令和 8（2026）年 1 月 1 日から令和 8（2026）年 1 2 月 3 1 日まで

#### 6 広告主の制限

次に掲げる広告主の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を含む業種並びにこれらに類似する業種を営む者
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む者
- (3) パチンコ、競輪、競馬その他賭博に関する者
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (5) 債権取立て、示談の引受け等を業とする者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団構成員又はこれらに準ずる者
- (9) 各種法令に違反している者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (11) 社会問題を起こしている者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告を掲載することが不適切と認める者

## 7 広告の掲載基準

封筒に掲載する広告は、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これらに類するもの
- (6) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (7) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか広告として適当でないと市長が認めるもの

## 8 募集期間

令和7（2025）年8月25日から令和7（2025）年9月16日（午後5時必着）

## 9 応募資格

- (1) 応募時に柏崎市及び他の自治体において指名停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく更生開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

## 10 提出書類

- (1) 窓口用封筒無償提供申込書（別記第1号様式）

- (2) 企画書、封筒見本等（5部）
- (3) 会社概要
- (4) 広告関係の実績

#### 1 1 提出場所及び提出方法

柏崎市役所財務部財政管理課へ持参又は郵送

#### 1 2 審査及び決定

※別紙「柏崎市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する選定要領」参照のこと。

- (1) 提出された書類等に基づき、1業者を決定する。
- (2) 無償提供の可否を決定したときは、その結果を窓口用封筒無償提供決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知する。

#### 1 3 その他

- (1) 審査の経緯は、公表しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 窓口封筒の製作上の遵守事項及び問題発生時の対応等については、「柏崎市への広告入り窓口用封筒の無償提供に関する基準」を参照すること。

#### 1 4 応募・問合せ先

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所財務部財政管理課（電話0257-21-2328）